生徒心得および学校生活に関する諸規程

本校で実りある生活を送り、社会人としての品格が備わるように、生徒心得及び学校生活に関する規程を定めます。生徒はこの規程をよく理解し、遵守することにより、品性と知性の備わった豊かな人間性を養うことに努めましょう。

生徒心得

（１）法令を遵守しましょう。
（２）基本的な生活習慣を身につけましょう。
（３）学校が学びの場であることをしっかり認識しましょう。
（４）人権を尊重しましょう。
（５）公共心を持った行動に心がけましょう。
（６）心身の安全に細心の注意を払いましょう。
（７）別途、定められた規程に従いましょう。

※以下に定める諸規程は主に未成年の生徒に対する規程であり、生徒が成人の場合は必ずしも適合しない場合があります。

身だしなみに関する規程

（１）身だしなみは品位を保ち、清潔に心がける。
（２）服装については、全日制の課程は制服、三部制の定時制の課程は標準服として位置づける。
（３）三部制の定時制の課程の生徒は、標準服を未購入・不着用の場合、「標準服不着用届」を提出すること。
（４）制服・標準服の変形を一切禁止する。
（５）学ぶ場にふさわしくない服装を禁止する。
（６）冬服着用期間は１０月１日から翌年５月３１日までとし、夏服着用期間は６月１日から９月３０日までを原則とする。各期間とも概ね前後３週間を移行期間とする。
（７）制服・標準服は次の通りとし、本校指定の縫製仕様（学校保管の仕様書に記載）から逸脱した変形などは一切認めない。
①冬季の服装
１上衣は、本校指定のジャケットとする。
２ネクタイ（男子・スラックス着用の女子）、リボン（女子）は本校指定のものを着用する。

3男子は、本校指定のスラックスを着用する。ベルトの色は黒、茶の無地とする。

4女子は、本校指定のスカートまたはスラックスを着用する。スカート丈は膝の皿の範囲とする。

5 ベストを着用する場合は、本校指定のものを着用する。

6ワイシャツは、白無地の標準型とする。

②夏季の服装

1夏季の服装は、本校指定のニットシャツまたは、ワイシャツ（半袖可）とし、男子は、スラックス・女子は本校指定のスカートまたはスラックスを着用する。

2ネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。

3ベストを着用する場合は、本校指定のものを着用する

4ワイシャツは、白無地の標準型とする。

(8)男女とも高校生としてふさわしい髪型とする。パーマネント・アイパー・カール・染色・脱色などをしたり、付け髪・リーゼント・逆毛・剃り込み・その他高校生としてふさわしくない髪型をしない。

(9) 指輪・ピアス・ネックレスなどのアクセサリー類や、マニキュア・付け爪・化粧・つけまつげ・カラーコンタクト・刺青（タトゥー）・眉毛の剃り・ヒゲなど高校生としてふさわしくないものは認めない。

(10) 防寒具は、コートを登下校に着用してもよい。ただしフード付きのものおよび華美なものは不可とする。また、セーター・カーディガンはジャケットの下に着用する。ただし、Vネック型で色は白・黒・紺・茶・グレーとする。マフラー、手袋の着用も認める。

(11) 靴は黒・茶の革靴もしくは黒・茶・紺・白の運動靴とする。

(12) 靴下は、華美なものは避ける。女子は、黒または肌色で、無地のストッキングを着用してもよい。

(13) 頭髪・服装など、身だしなみに校則違反がある場合は、一度帰宅し改善してから再び登校することとする（再登校指導）。なお、この間の授業における欠課は、後日補講を行う。

アルバイト規程

(1)アルバイトをすることにより、学業や生活に好ましくない影響が出ないように注意すること。

(2)アルバイトをする場合は、職種、就業時間など、安全面に十分な注意を払い、「アルバイト届」を提出する。